

県北ものづくり産業活性化支援事業実施要項

この要項は、茨城県（以下「県」という。）から受託して実施する「県北ものづくり産業活性化支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業者に準ずる者で特に理事長が認める者をいう。

（助成金交付要領及び専門家派遣事業実施要領の作成）

第2条 公社は、本事業の実施に当たり、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨を踏まえ、本実施要項に基づき助成金交付要領及び専門家派遣事業実施要領を作成しなければならないものとする。

2 公社は、前項の助成金交付要領及び専門家派遣事業実施要領を変更するときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。

（本事業の対象者）

第3条 本事業の対象者は、次に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村及び大子町の9市町村）に主たる事務所、事業所を有する中小企業者等
- (2) 製造業、製造業に密接に関連する中小企業者で、次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品、次世代技術の分野を営む又は進出を計画している者

（本事業の対象事業の内容）

第4条 対象事業は、県北ものづくり産業活性化支援事業のうち、販路開拓支援における営業力強化企業への支援及び技術力・生産性向上支援におけるチームによる支援とし、次に掲げる事業とする。

- (1) 営業力強化企業への支援事業は、自ら営業力強化に取り組む中小企業を支援するため、専門家等からコンサルタントを受ける際の一部を助成する事業とする。
- (2) チームによる支援事業は、新技術の活用などによる競争力の強化を図るため、外部専門家等のチームを編成し、多角的な支援を実施する事業とする。

（本事業の推進体制）

第5条 公社は、次の事務を所掌するため、有識者等で構成する県北ものづくり産業活性化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本事業の効果的な推進を図るものとする。

- (1) 対象企業の選定に係る審査
- (2) その他本事業に係る必要な事項

（対象経費）

第6条 本事業に係る対象経費は、事業の実施に必要な専門家等に係る経費で、公社が作成する助成金交付要領及び専門家派遣事業実施要領において定めるものとする。

なお、当該経費は事業実施期間内に支払いが完了するものに限るものとする。

(助成率、助成・実施条件及び実施期間)

第7条 本事業における助成率、助成・実施条件及び実施期間は次のとおりとする。

事業名	助成率	助成・実施条件	実施期間
営業力強化企業への支援（助成事業）	10/10以内	上限1,000千円	事業年度の3月末日まで
チームによる支援（専門家派遣事業）	10/10以内	1専門家当たり 9回まで	〃

2 派遣日数、助成限度額及び助成期間について、特別な理由により変更する必要があるときは、県と公社の協議により定めるものとする。

(本事業の採択基準)

第8条 本事業の採択に当たっては、原則として必要性、実現性、事業遂行能力といった観点から総合的に行うものとする。

(助成金交付先及び専門家派遣先の決定に関する手続き)

第9条 助成対象事業の交付先及び専門家派遣事業の派遣先決定手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 公社は、助成対象事業及び専門家派遣対象事業について公募するものとする。
- (2) 公社は、申請のあった助成事業計画及び専門家派遣事業計画について、審査委員会において審査を行い、助成金の交付及び専門家の派遣決定を行うものとする。

(助成金の交付及び専門家派遣経費の支払いに関する手続き)

第10条 公社は、前条において決定した助成対象者及び専門家派遣対象者に対し、公社が作成する助成金交付要領及び専門家派遣事業実施要領に基づき、当該年度の助成金の交付及び専門家派遣経費の支払いをするものとする。

(本事業に係る監査)

第11条 公社は、事業年度毎に本事業に係る監査を実施しなければならないものとする。

付 則

この要領は、平成29年8月18日から施行する。